

釜石市地域防災計画（本編）
新旧対照表

令和7年11月

釜石市防災会議

目 次

第1章 総則

第3節の2	災害時における個人情報の取り扱い	1
第4節	釜石市防災会議	2
第5節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	4
第6節	釜石市の概況	5

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	6
第2節	地域防災活動活性化計画	9
第4節	気象業務整備計画	11
第5節	通信確保計画	12
第6節	避難対策計画	13
第7節	要配慮者の安全確保計画	17
第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	21
第9節	孤立化対策計画	23
第10節	防災施設等整備計画	25
第11節	建築物安全確保計画	27
第12節	交通施設安全確保計画	28
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	29
第14節	危険物施設等安全確保計画	30
第15節	風水害予防計画	31
第16節	津波・高潮災害予防計画	33
第17節	土砂災害予防計画	34
第18節	火災予防計画	38
第19節	林野火災予防計画	41
第21節	海上災害予防計画	43
第22節	防災ボランティア育成計画	44
第23節	事業継続対策計画	46

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	47
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	51
第4節	情報の収集・伝達計画	63
第5節	広報広聴計画	64
第6節	交通確保・輸送計画	65
第7節	消防活動計画	68
第9節	相互応援協力計画	69
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	71
第11節	防災ボランティア活動計画	72
第12節	義援物資・義援金の受付・配分計画	75
第13節	災害救助法の適用計画	76
第14節	避難・救出計画	77
第15節	医療・保健計画	79
第17節	給水計画	82

第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	83
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	85
第23節	文教対策計画	86
第24節	農畜産応急対策計画	89
第25節	公共土木施設応急対策計画	91
第26節	ライフライン施設応急対策計画	92
第30節	防災ヘリコプター等活動計画	94

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	97
第2節	生活の安定確保計画	99
第3節	復興計画の作成	102

頁	現 計 画	修 正 案
	<p><u>第3節の2</u> 災害時における個人情報の取り扱い</p> <p><u>第1 県における取扱い</u></p> <p>1 県は、保有個人情報を市の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という)の定めるところにより、個人情報の適切な取扱いを確保する。</p> <p>2 県は、国、他の地方公共団体、県内に所在する社会福祉協議会又は県における上記に掲げる以外の法人その他の団体等に対し、上記1に準じて、必要に応じ、保有個人情報の提供を図る。この場合において、県は、必要があると認めるときは、法第70条の定めるところにより、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>3 前項の適切な管理は、法第69条第2項及び第3項の規定に基づき行うものとする。</p> <p><u>第2 市における取扱い</u></p> <p>[略]</p>	<p><u>第4節</u> 災害時における個人情報の取り扱い</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画			修 正 案		
	第4節 釜石市防災会議			第5節 釜石市防災会議		
	第1 所掌事務			第1 所掌事務		
	[略]			[略]		
	第2 組織			第2 組織		
	職名	区分	防災関係機関	職名	区分	防災関係機関
	会長		釜石市長	会長		釜石市長
	委員	指定地方行政機関の職員	海上保安庁第二管区海上保安本部釜石海上保安部	<u>委員</u>	<u>陸上自衛隊岩手駐屯地の自衛官</u>	<u>陸上自衛隊東北方面特科連隊第二大隊</u>
	〃	〃	厚生労働省岩手労働局釜石労働基準監督署	〃	指定地方行政機関の職員	海上保安庁第二管区海上保安本部釜石海上保安部
	〃	〃	国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所	〃	〃	厚生労働省岩手労働局釜石労働基準監督署
	〃	〃	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所	〃	〃	国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所
	〃	岩手県知事部局の職員	沿岸広域振興局	〃	〃	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所
	〃	岩手県警察本部の警察官	釜石警察署	〃	岩手県知事部局の職員	沿岸広域振興局
	〃	釜石大槌地区行政事務組合の消防職員	消防本部	〃	岩手県警察本部の警察官	釜石警察署
	〃	市長部局内の職員	副市長	〃	釜石大槌地区行政事務組合の消防職員	消防本部
	〃	教育長	釜石市教育委員会	〃	市長部局内の職員	副市長
	〃	消防団長	釜石市消防団	〃	教育長	釜石市教育委員会
	〃	指定公共機関の職員	東日本 <u>電信電話</u> 株式会社岩手支店	〃	消防団長	釜石市消防団
	〃	〃	東日本旅客鉄道株式会社釜石駅	〃	指定公共機関の職員	<u>N T T 東日本株式会社</u> 社岩手支店
	〃	〃	東北電力ネットワーク株式会社釜石電力センター	〃	〃	東日本旅客鉄道株式会社釜石駅
	〃	〃	<u>日本通運株式会社</u> 釜石支店	〃	〃	東北電力ネットワーク株式会社釜石電力センター
	〃	指定地方公共機関の職員	一般社団法人釜石医師会	〃	〃	<u>ヤマト運輸株式会社</u> 釜石営業所

	<table border="1"> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>釜石瓦斯株式会社</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>岩手県交通株式会社 釜石営業所</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>三陸鉄道株式会社釜 石駅</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>一般社団法人岩手県 建設業協会釜石支部</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>公益社団法人岩手県 栄養士会沿岸支部釜 石地区会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>社会福祉法人釜石市 社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>釜石歯科医師会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>釜石薬剤師会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>公益社団法人岩手県 看護協会釜石地区支 部</td></tr> <tr><td>〃</td><td>市長が必要 と認める者</td><td>市長が必要と認める 者</td></tr> </table>	〃	〃	釜石瓦斯株式会社	〃	〃	岩手県交通株式会社 釜石営業所	〃	〃	三陸鉄道株式会社釜 石駅	〃	〃	一般社団法人岩手県 建設業協会釜石支部	〃	〃	公益社団法人岩手県 栄養士会沿岸支部釜 石地区会	〃	〃	社会福祉法人釜石市 社会福祉協議会	〃	〃	釜石歯科医師会	〃	〃	釜石薬剤師会	〃	〃	公益社団法人岩手県 看護協会釜石地区支 部	〃	市長が必要 と認める者	市長が必要と認める 者	<table border="1"> <tr><td>〃</td><td>指定地方公 共機関の職 員</td><td>一般社団法人釜石医 師会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>釜石瓦斯株式会社</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>岩手県交通株式会社 釜石営業所</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>三陸鉄道株式会社釜 石駅</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>一般社団法人岩手県 建設業協会釜石支部</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>公益社団法人岩手県 栄養士会沿岸支部釜 石地区会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>社会福祉法人釜石市 社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>釜石歯科医師会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>釜石薬剤師会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>〃</td><td>公益社団法人岩手県 看護協会釜石地区支 部</td></tr> <tr><td>〃</td><td>市長が必要 と認める者</td><td>市長が必要と認める 者</td></tr> </table>	〃	指定地方公 共機関の職 員	一般社団法人釜石医 師会	〃	〃	釜石瓦斯株式会社	〃	〃	岩手県交通株式会社 釜石営業所	〃	〃	三陸鉄道株式会社釜 石駅	〃	〃	一般社団法人岩手県 建設業協会釜石支部	〃	〃	公益社団法人岩手県 栄養士会沿岸支部釜 石地区会	〃	〃	社会福祉法人釜石市 社会福祉協議会	〃	〃	釜石歯科医師会	〃	〃	釜石薬剤師会	〃	〃	公益社団法人岩手県 看護協会釜石地区支 部	〃	市長が必要 と認める者	市長が必要と認める 者
〃	〃	釜石瓦斯株式会社																																																															
〃	〃	岩手県交通株式会社 釜石営業所																																																															
〃	〃	三陸鉄道株式会社釜 石駅																																																															
〃	〃	一般社団法人岩手県 建設業協会釜石支部																																																															
〃	〃	公益社団法人岩手県 栄養士会沿岸支部釜 石地区会																																																															
〃	〃	社会福祉法人釜石市 社会福祉協議会																																																															
〃	〃	釜石歯科医師会																																																															
〃	〃	釜石薬剤師会																																																															
〃	〃	公益社団法人岩手県 看護協会釜石地区支 部																																																															
〃	市長が必要 と認める者	市長が必要と認める 者																																																															
〃	指定地方公 共機関の職 員	一般社団法人釜石医 師会																																																															
〃	〃	釜石瓦斯株式会社																																																															
〃	〃	岩手県交通株式会社 釜石営業所																																																															
〃	〃	三陸鉄道株式会社釜 石駅																																																															
〃	〃	一般社団法人岩手県 建設業協会釜石支部																																																															
〃	〃	公益社団法人岩手県 栄養士会沿岸支部釜 石地区会																																																															
〃	〃	社会福祉法人釜石市 社会福祉協議会																																																															
〃	〃	釜石歯科医師会																																																															
〃	〃	釜石薬剤師会																																																															
〃	〃	公益社団法人岩手県 看護協会釜石地区支 部																																																															
〃	市長が必要 と認める者	市長が必要と認める 者																																																															
	第3 防災会議の招集 [略]	第3 防災会議の招集 [略]																																																															
修正 理由	○所要の修正																																																																

頁	現 計 画	修 正 案																
	<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 所掌事務 [略]</p> <p>第2 組織 1～5 [略] 6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="320 439 855 1256"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社岩手 県支部 ・釜石地区赤十字奉 仕団</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 ・釜石駅</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>7・8 [略]</p> <p>第3 防災会議の招集 [略]</p>	機関名	業務の大綱	日本赤十字社岩手 県支部 ・釜石地区赤十字奉 仕団	[略]	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 ・釜石駅	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) [略]	[略]	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 所掌事務 [略]</p> <p>第2 組織 1～5 [略] 6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="932 439 1466 1301"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社岩手 県支部 ・日本赤十字社岩手 県支部釜石市地区 ・釜石市赤十字奉仕 団</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 ・釜石駅</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株)岩 手支店 NTTドコモビジ ネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>7・8 [略]</p> <p>第3 防災会議の招集 [略]</p>	機関名	業務の大綱	日本赤十字社岩手 県支部 ・日本赤十字社岩手 県支部釜石市地区 ・釜石市赤十字奉仕 団	[略]	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 ・釜石駅	[略]	NTT東日本(株)岩 手支店 NTTドコモビジ ネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) [略]	[略]
機関名	業務の大綱																	
日本赤十字社岩手 県支部 ・釜石地区赤十字奉 仕団	[略]																	
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 ・釜石駅	[略]																	
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) [略]	[略]																	
機関名	業務の大綱																	
日本赤十字社岩手 県支部 ・日本赤十字社岩手 県支部釜石市地区 ・釜石市赤十字奉仕 団	[略]																	
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 ・釜石駅	[略]																	
NTT東日本(株)岩 手支店 NTTドコモビジ ネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) [略]	[略]																	
修正理由	○所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第6節 釜石市の概況</p> <p>第1 位置 [略]</p> <p>第2 面積及び土地利用 [略]</p> <p>第3 地勢 [略]</p> <p>第4 地質 [略]</p> <p>第5 気候 [略]</p> <p>第6 災害記録 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節釜石市の概況</p> <p>第1 位置 [略]</p> <p>第2 面積及び土地利用 [略]</p> <p>第3 地勢 [略]</p> <p>第4 地質 [略]</p> <p>第5 気候 [略]</p> <p>第6 災害記録 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市、その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動を取ることに及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。</p> <p>○ 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>○ 県及び市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮することに加え、<u>愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動を取ることに及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。</p> <p>○ 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>○ 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努め</p>

に努める。

4 児童、生徒に対する教育

- 県及び市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- 県及び市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 県及び市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

[略]

6 [略]

7 防災と福祉の連携

- 県及び市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

- 県及び市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

る。

4 児童、生徒に対する教育

- 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

[略]

6 [略]

7 防災と福祉の連携

- 市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

- 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家(気象防災アドバイザー等)の活用を図るものとする。

修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正 ○所要の修正
------	-----------------------------

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県及び市</u>は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>2 <u>県及び市</u>は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 ○ <u>県及び市</u>は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。 ○ <u>県及び市</u>は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。 <p>第3 消防団の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県及び市</u>は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。</u> <p>ア 「<u>消防団活性化総合計画</u>」の策定</p> <p>イ <u>消防団の施設・設備の充実強化</u></p> <p>ウ <u>消防団員の教育訓練の充実強化</u></p> <p>エ <u>報酬・出勤手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</u></p> <p>オ <u>消防団総合整備事業等の活用</u></p> <p>カ <u>競技会、行事等の開催</u></p> <p>キ <u>青年層、女性層及び公務員の消防団への</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市</u>は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>2 <u>市</u>は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 ○ <u>市</u>は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。 ○ <u>市</u>は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。 <p>第3 消防団の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。</u> <p>ア <u>消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化</u></p> <p>イ <u>消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化</u></p> <p>ウ <u>年額報酬・出勤報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</u></p> <p>エ <u>競技会、行事等の開催</u></p> <p>オ <u>青年層、女性層及び公務員の消防団への</u></p>

	<p>加入促進</p> <p>ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>	<p>加入促進</p> <p>カ 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等 [略]</p> <p>第3 情報の提供 [略]</p> <p>第4 防災知識の普及啓発の実施</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等 [略]</p> <p>第3 情報の提供 [略]</p> <p>第4 防災知識の普及啓発の実施</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが「我が事」として実感をもって自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページやSNSの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県、市、</u>その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。 <u>また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害時有線電話の指定</p> <p>○ <u>県、市、</u>その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時有線電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。</p> <p>5 通信運用マニュアルの作成等</p> <p>○ <u>県、市、</u>その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、<u>通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害時有線電話の指定</p> <p>○ <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時有線電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。</p> <p>5 通信運用マニュアルの作成等</p> <p>○ <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>県及び市</u>は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>[略]</p> <p>○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。</p> <p>[略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>[略]</p> <p>○ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。</p> <p>[略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>[略]</p> <p>○ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>○ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>

3 広域避難及び広域一時滞在

(1) 市の役割

[略]

(2) 県の役割

- 県は、広域避難等の受入が円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口のめいかくかを図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続等を定めたマニュアル等を整備する。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

[略]

- 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- 県及び保健所設置市の保健所は、新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

2 [略]

3 避難場所等の環境整備

- 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- | |
|----------------------------------|
| ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備 |
| イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄 |
| ウ 避難場所等及び周辺道路への案内 |

3 広域避難及び広域一時滞在

[略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

[略]

- 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- 県及び保健所設置市の保健所等は、新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新興感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

- 市は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

2 [略]

3 避難場所等の環境整備

- 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- | |
|----------------------------------|
| ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備 |
| イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄 |
| ウ 避難場所等及び周辺道路への案内 |

標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置

エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備

オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備

カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備

キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備

ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備

ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

[略]

第4 避難所の運営体制等の整備

○ 市は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

○ 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市のマニュアル等の作成を支援する。

第5 避難行動要支援者名簿

[略]

○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市地域防災計画において概ね次の事項を定める。

ア [略]

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 要介護3以上の在宅で生活する者

[略]

- ・ 市内に住所を有し、在宅の満65歳以上の者のみからなる世帯で名簿に登載を希望する者
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級及び2級の者

標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置

エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備

オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備

カ 段ボールベット等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備

ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備

ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

[略]

第4 避難所の運営体制等の整備

○ 市は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 避難行動要支援者名簿

[略]

○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市地域防災計画において概ね次の事項を定める。

ア [略]

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 要介護3以上の在宅で生活する者で名簿に登載を希望するもの

[略]

- ・ 市内に住所を有し、在宅の満65歳以上の者のみからなる世帯で名簿に登載を希望する者
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級及び2級の者で名簿に登載を希望するもの

	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者 特定疾患受給者証の重症認定を受けている難病患者 <p>[略]</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>[略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>[略]</p> <p>第7 避難訓練の実施</p> <p>[略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者<u>で名簿に登載を希望するもの</u> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者<u>で名簿に登載を希望するもの</u> 特定疾患受給者証の重症認定を受けている難病患者<u>で名簿に登載を希望するもの</u> <p>[略]</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>[略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ <u>市</u>は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>[略]</p> <p>第7 避難訓練の実施</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</u></p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」（令和3年5月改定）を参考にした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び戸別避難計画 [略]</p> <p>○ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>○ <u>県は、避難支援プラン及び避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。</u></p> <p>○ <u>国、県及び市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・</u></p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び戸別避難計画 [略]</p> <p>○ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体</p>

難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

[略]

- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

2・3 [略]

4 避難生活

[略]

- 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内や近隣県における同社の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、岩手県災害派遣福祉チームの設置を含めて、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。

5 [略]

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

- 県及び市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人に配慮した防災訓練等の実施について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、県及び市は、防災訓練の実施に

等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

[略]

- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2・3 [略]

4 避難生活

[略]

- 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5 [略]

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

- 市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人に配慮した防災訓練等の実施について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、市は、防災訓練の実施に際して

際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業者に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

- 市は、第2章第6節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

- 県は、災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する。

(3) 情報伝達及び案内表示板等の整備

- 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

- 県及び市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

- 県及び市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

は、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業者に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

- 市は、第2章第6節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内表示板等の整備

- 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

- 市は、国及び県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

- 市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

	<p>○ <u>県及び市</u>は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集(外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供(災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング)を行うよう努める。</p> <p>(5) ボランティアの育成等</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>○ <u>県</u>は、(公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人相談体制の充実を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>○ <u>市</u>は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集(外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供(災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング)を行うよう努める。</p> <p>(5) ボランティアの育成等</p> <p>○ <u>市</u>は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>○ <u>市</u>は、<u>県及び国際交流団体</u>と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人相談体制の充実を図る。</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県及び市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</u></p> <p>2 <u>県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>県は、災害対策本部支援室会議及び災害対策本部連絡員連絡調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 備蓄の類型</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県又は市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用の対価が生じるもの(流通在庫備蓄)</u></p> <p>[略]</p> <p>第3 <u>県及び市の役割</u></p> <p>1 <u>県の役割</u></p> <p>○ <u>市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資(以下この節において「物資」という。)の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。</u></p> <p>○ <u>家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。</u></p> <p>○ <u>市町村における要配慮者等に応じた物資の備蓄等について、的確な確保が図れる</u></p>	<p>第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p>2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>3 <u>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 備蓄の類型</p> <p>[略]</p> <p>○ 市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用の対価が生じるもの(流通在庫備蓄)</p> <p>[略]</p> <p>第3 市の役割</p>

	<p><u>よう助言、調整を行う。</u></p> <p><u>○ 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。</u></p> <p><u>○ 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。</u></p> <p><u>2 市の役割</u></p> <p>[略]</p> <p>第4 市民及び事業所の役割</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>第4 市民及び事業所の役割</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第9節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>[略]</p> <p>1 孤立化のおそれがある地域は21地域となっており、その孤立化の発生原因としては、<u>「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」</u>が多くを占めている。</p> <p>2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。</p> <p>(2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。</p> <p>[略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 備蓄の奨励</p> <p>市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。</p> <p>また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭</p>	<p style="text-align: center;">第9節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>[略]</p> <p>1 孤立化のおそれがある地域は21地域となっており、その孤立化の発生原因としては、<u>「地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積」</u>が多くを占めている。</p> <p>2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。</p> <p>(2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(4) 自主防災組織の組織率が<u>県全体の組織率と比べて低い状況にある。</u></p> <p>(5) <u>水、食料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。</u></p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。</p> <p>[略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 備蓄の奨励</p> <p>市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。</p> <p>また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭</p>

	<p>において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。</p> <p>5 防災体制の強化</p> <p><u>県及び市</u>は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。</p>	<p>において<u>最低3日間、推奨1週間</u>分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。</p> <p><u>なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。</u></p> <p>5 防災体制の強化</p> <p>市は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第10節 防災施設等整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 防災施設等の機能強化</p> <p>○ <u>県は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。</u></p> <p>ア <u>災害応急対策活動における中枢機能</u> イ <u>県庁舎等の被災時におけるサブ機能</u> ウ <u>防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能</u> エ <u>県民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能</u> オ <u>人員、物資等の輸送、集積機能</u> カ <u>災害対策用資機材の備蓄機能</u> キ <u>自家発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能</u> ク <u>被災住民の避難・収容機能</u> ケ <u>警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能</u></p> <p>第3 公共施設等の整備</p> <p>○ <u>県及び市は、避難路、避難地(都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。)等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。</u> [略]</p> <p>第4 消防施設の整備 [略]</p> <p>第5 防災資機材等の整備</p> <p>○ <u>県は、広域的又は大規模な災害において、市等が行う災害応急対策活動を支援するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。</u></p> <p>(1) <u>水防用資機材</u> (2) <u>空中消火用資機材</u> (3) <u>林野火災消火用資機材</u> (4) <u>放射性物質災害用資機材</u></p> <p>○ <u>県は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第10節 防災施設等整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 公共施設等の整備</p> <p>○ <u>市は、避難路、避難地(都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。)等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。</u> [略]</p> <p>第3 消防施設の整備 [略]</p> <p>第4 防災資機材等の整備</p> <p>○ <u>市は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。</u></p>

修正理由	○所要の修正
------	--------

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第11節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 建築物の耐震化、不燃化の促進 [略]</p> <p>第3 防災空間の確保 [略]</p> <p>第4 市街地再開発事業等による都市整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 密集住宅地整備促進事業等</p> <p>○ 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、密集住宅市街地整備促進事業等を<u>推進</u>する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 土地区画整理事業</p> <p>○ 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を<u>推進</u>する。</p> <p>第5 建築物の安全確保 [略]</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ 宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、<u>宅地造成等規制区域及び災害危険区域</u>の適切な指定を行い、安全確保の誘導に努める。</p> <p>第7 防火対策の推進 [略]</p> <p>第8 文化財の災害予防対策 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第11節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 建築物の耐震化、不燃化の促進 [略]</p> <p>第3 防災空間の確保 [略]</p> <p>第4 市街地再開発事業等による都市整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 密集住宅地整備促進事業等</p> <p>○ 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、密集住宅市街地整備促進事業等の<u>活用を検討</u>する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 土地区画整理事業</p> <p>○ 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業の<u>活用を検討</u>する。</p> <p>第5 建築物の安全確保 [略]</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ 宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の誘導に努める。</p> <p>第7 防火対策の推進 [略]</p> <p>第8 文化財の災害予防対策 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第12節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 道路の整備</p> <p>1 [略] [略]</p> <p>2 トンネルの整備</p> <p>○ 災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 港湾施設、漁港施設 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第12節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 道路の整備</p> <p>1 [略] [略]</p> <p>2 トンネルの整備</p> <p>○ <u>市及びその他防災機関は、</u>災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 港湾施設、漁港施設 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 電力施設 [略]</p> <p>第3 ガス施設 [略]</p> <p>第4 上下水道施設 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 電力施設 [略]</p> <p>第3 ガス施設 [略]</p> <p>第4 上下水道施設 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第14節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 石油類等危険物</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指導強化</p> <p>○ <u>県は、市が行う許可及び消防機関による立ち入り検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 敷地外流出防止措置</p> <p>○ <u>県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策</p> <p>○ <u>関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。</u></p> <p>1～3 [略]</p> <p>第4 毒物、劇物災害予防対策</p> <p>○ <u>県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務(保健所、消防署、警察署)の周知徹底を図る。</u></p> <p>第5 通信施設</p> <p>[略]</p>	<p>第14節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 石油類等危険物</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指導強化</p> <p>○ <u>消防機関は、許可及び立ち入り検査等を県の指導助言を受けながら実施し、災害防止に努める。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 敷地外流出防止措置</p> <p>○ <u>消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策</p> <p>○ <u>保管施設責任者は、県等の指導に基づき、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。</u></p> <p>1～3 [略]</p> <p>第4 毒物、劇物災害予防対策</p> <p>○ <u>保管施設責任者は、県の監視指導に基づき、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の災害予防対策を講じる。</u></p> <p>[略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第15節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>県</u>、市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 <u>県及び市</u>は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>[略]</p> <p>第4 砂防事業</p> <p>[略]</p> <p>第5 水害発生予想箇所の調査、把握</p> <p>[略]</p> <p>第6 施設の管理</p> <p>[略]</p> <p>第7 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ <u>県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。</u></p> <p>○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川(以下、本節中「洪水予報河川等」という。)が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、<u>関係市町村</u>に通知する。</p>	<p style="text-align: center;">第15節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>市及び</u>市その他の防災関係機関は、<u>風水害</u>対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>○ <u>市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>[略]</p> <p>第4 砂防事業</p> <p>[略]</p> <p>第5 水害発生予想箇所の調査、把握</p> <p>[略]</p> <p>第6 施設の管理</p> <p>[略]</p> <p>第7 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川(以下、本節中「洪水予報河川等」という。)が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、<u>市</u>に通知する。</p>

○ 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定を提供するよう努める。

○ 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

[略]

第8 風害予防の普及啓発

○ 県、市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

○ 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協議し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

○ 県及び市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

○ 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ洪水浸水想定を提供するよう努める。

○ 水防管理者は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

[略]

第8 風害予防の普及啓発

○ 市及びその他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

○ 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協議し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

○ 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

修正理由

○岩手県地域防災計画修正に伴う修正
○所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第16節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業 [略]</p> <p>第3 海岸保全施設の管理 [略]</p> <p>第4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>○ <u>県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表し、関係市町村に通知する。</u></p> <p>[略]</p>	<p>第16節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業 [略]</p> <p>第3 海岸保全施設の管理 [略]</p> <p>第4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第17節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>集中豪雨等による土砂災害を防止するため、<u>地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。</u>また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。</p> <p>第2 <u>土地崩壊</u>災害発生危険箇所の状況</p> <p>○ 本市における<u>土地崩壊</u>災害発生危険箇所の現況は次のとおりである。</p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊危険箇所は、[資料編2-17-1]のとおりである。</u></p> <p>(2) 土石流危険溪流は、[資料編2-17-2]のとおりである。</p> <p>(3) 山地災害危険箇所は、[資料編2-17-3]のとおりである。</p> <p>(4) <u>なだれ危険箇所は、[資料編2-17-4]のとおりである。</u></p> <p>第3 災害予防事業の目標</p> <p>○ <u>土地崩壊</u>による災害の予防として、現地調査に基づき危険な箇所については、防災効果等を勘案して対策事業を推進する。</p> <p>[略]</p> <p>第4 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。</p> <p>○ <u>県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。</u></p> <p>○ 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>○ <u>県は、土砂災害からの住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一</u></p>	<p style="text-align: center;">第17節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>集中豪雨等による土砂災害を防止するため、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。</p> <p>第2 <u>土砂災害</u>発生危険箇所の状況</p> <p>○ 本市における<u>土砂災害</u>発生危険箇所の現況は次のとおりである。</p> <p>(1) 土石流危険溪流は、[資料編2-17-1]のとおりである。</p> <p>(2) 山地災害危険箇所は、[資料編2-17-2]のとおりである。</p> <p>(3) <u>なだれ危険箇所は、[資料編2-17-3]のとおりである。</u></p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域は、[資料編2-17-6]のとおりである。</u></p> <p>第3 災害予防事業の目標</p> <p>○ <u>土砂災害</u>による災害の予防として、現地調査に基づき危険な箇所については、防災効果等を勘案して対策事業を推進する。</p> <p>[略]</p> <p>第4 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。</p> <p>○ 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。</p> <p>ア～カ [略]</p>

定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

- 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

- 県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に向けて、基礎調査を実施する。

第5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 [略]

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)が発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現

- 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の盛土等に関する情報を把握し、県と協力しながら盛土等の安全確認に努める。

第5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 [略]

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現

状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) [略]

4 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(2) [略]

(3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

(4) [略]

5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

[略]

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
[略]		
危険 【警戒レベル4相当】	[略]	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒 【警戒レベル3相当】	[略]	2時間先までに警報基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル2相当】	[略]	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
[略]		

[略]

第6 土砂災害緊急情報の発表

[略]

第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) [略]

4 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

(2) [略]

(3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

(4) [略]

5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

[略]

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
[略]		
危険 【警戒レベル4相当】	[略]	<u>実況値</u> 又は2時間先までの <u>予測値</u> が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒 【警戒レベル3相当】	[略]	<u>実況値</u> 又は2時間先までの <u>予測値</u> が警報基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル2相当】	[略]	<u>実況値</u> 又は2時間先までの <u>予測値</u> が注意報基準に到達すると予想
[略]		

[略]

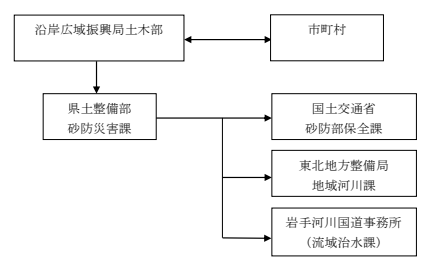
第6 土砂災害緊急情報の発表

[略]

第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

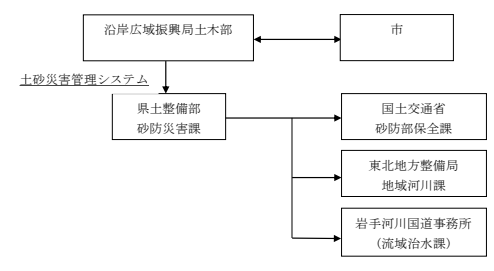
○ 県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統



○ 県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式及び土砂災害管理システムにより報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統



修正理由 ○岩手県地域防災計画修正に伴う修正
○所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第18節 火災予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 出火防止、初期消火体制の確立</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成</p> <p>○ 市及び消防機関は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。</p> <p>(1) 防火防災訓練の実施</p> <p>○ 防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。</p> <p>(2) 民間防火組織の育成</p> <p>ア 婦人防火クラブの育成</p> <p>○ 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、<u>婦人</u>を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。</p> <p>イ 幼年少年消防クラブの育成</p> <p>○ 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 防火対象物の防火体制の推進</p> <p>○ 市及び消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>5 消防設備士の教育指導</p> <p>○ 県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術や関係法令の変化に対応できるよう、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上を図る。</p> <p>6 危険物等の保安確保指導</p> <p>(1) 石油類</p> <p>○ <u>市</u>及び消防機関は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危</p>	<p style="text-align: center;">第18節 火災予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 出火防止、初期消火体制の確立</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成</p> <p>市及び消防機関は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。</p> <p>(1) 防火防災訓練の実施</p> <p>防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。</p> <p>(2) 民間防火組織の育成</p> <p>ア 婦人防火クラブの育成</p> <p>家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、<u>女性</u>を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。</p> <p>イ 幼年少年消防クラブの育成</p> <p>幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 防火対象物の防火体制の推進</p> <p>市及び消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>5 消防設備士の教育指導</p> <p>県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術や関係法令の変化に対応できるよう、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上を図る。</p> <p>6 危険物等の保安確保指導</p> <p>(1) 石油類</p> <p>消防機関は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設へ</p>

険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

[略]

(2) 高圧ガス、火薬等

○ 県は、高圧ガス、火薬等による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

○ 大火災(爆発)を発生する危険性のあ
る施設等に対しては、災害発生予防計画
の策定を指導する。

(3) 化学薬品

○ 市及び消防機関は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

○ 市及び消防機関は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1・2 [略]

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

○ 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

○ 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

○ 消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、

の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

[略]

(2) 高圧ガス、火薬等

市は、高圧ガス、火薬等による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全指導に対し協力する。

(3) 化学薬品

消防機関は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

消防機関は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに消防力の充実強化に努める。

1・2 [略]

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、

	<p>ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。</p> <p>(3) 消防通信施設の整備</p> <p>○ 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。</p> <p>(4) ヘリコプターの離着陸場の確保</p> <p>○ ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。</p>	<p>ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。</p> <p>(3) 消防通信施設の整備</p> <p>災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。</p> <p>(4) ヘリコプターの離着陸場の確保</p> <p>ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案								
	第19節 林野火災予防計画	第19節 林野火災予防計画								
	第1 基本方針	第1 基本方針								
	[略]	[略]								
	第2 林野火災防止対策の推進	第2 林野火災防止対策の推進								
	1 <u>岩手県山火事防止対策協議会の設置</u>	1 <u>釜石地区山火事防止対策推進協議会の設置</u>								
	○ 県は、「 <u>岩手県山火事防止対策推進協議会</u> 」を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。	○ 市は、「 <u>釜石地区山火事防止対策推進協議会</u> 」を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。								
	○ <u>広域振興局農林部及び農林振興センターは、地区協議会を開催し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。</u>									
	[略]	[略]								
	2 林野火災予防思想の普及、徹底	2 林野火災予防思想の普及、徹底								
	○ <u>山火事防止運動月間</u> （3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。	○ <u>山火事防止運動期間</u> （3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。								
	[略]	[略]								
	3・4 [略]	3・4 [略]								
	5 関係機関別の実施事項	5 関係機関別の実施事項								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">実 施 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	実 施 事 項	市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">実 施 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底 ク <u>林野火災予防巡視員による巡回</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	実 施 事 項	市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底 ク <u>林野火災予防巡視員による巡回</u>
機 関	実 施 事 項									
市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底									
機 関	実 施 事 項									
市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底 ク <u>林野火災予防巡視員による巡回</u>									
	[略]	[略]								

修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正 ○所要の修正
------	-----------------------------

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第21節 海上災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 船舶の安全指導等 [略]</p> <p>第3 防除体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 釜石海上保安部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸排出油等防除協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。 [略] ○ <u>県は、広域的な流出油等災害に備え、情報連絡体制の整備、保有資機材の情報交換等により、北海道・東北各県等との連携を強化する。</u> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国土交通省及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u> [略] 	<p style="text-align: center;">第21節 海上災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 船舶の安全指導等 [略]</p> <p>第3 防除体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 釜石海上保安部、<u>市</u>及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸排出油等防除協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。 [略] <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																				
	<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施期間(責任者)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実 施 機 関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部地区及び分区分区(以下、本節中「日赤地区等」という。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <p>○ <u>県及び市は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市社協</u>と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県社協及び市社協</u>は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。</p> <p>この場合において、<u>日赤県支部、日赤地区等、県社協、市社協</u>は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の受講するように努める。</p> <p>[略]</p> <p>2 防災ボランティアの登録</p> <p>○ <u>日赤県支部、日赤地区等、県社協、市社協</u>は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。</p> <p>[略]</p> <p>3 防災ボランティアの受入態勢の整備</p> <p>○ <u>県及び市は、日赤支部、日赤地区等、県社協及び市社協</u>その他の団体等とともに、</p>	実 施 機 関	担 当 業 務	[略]		日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という。)	[略]	日本赤十字社岩手県支部地区及び分区分区(以下、本節中「日赤地区等」という。)	[略]	[略]		<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施期間(責任者)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実 施 機 関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部<u>釜石市地区及び釜石市赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <p>○ 市は、日赤地区等<u>及び市社協</u>と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。</p> <p>この場合において、<u>日赤地区等及び市社協</u>は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の受講するように努める。</p> <p>[略]</p> <p>2 防災ボランティアの登録</p> <p>○ <u>日赤地区等及び市社協</u>は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。</p> <p>[略]</p> <p>3 防災ボランティアの受入態勢の整備</p> <p>○ 市は、日赤地区等<u>及び市社協</u>その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に</p>	実 施 機 関	担 当 業 務	[略]		日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という。)	[略]	日本赤十字社岩手県支部 <u>釜石市地区及び釜石市赤十字奉仕団</u> (以下、本節中「日赤地区等」という。)	[略]	[略]	
実 施 機 関	担 当 業 務																					
[略]																						
日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という。)	[略]																					
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区分区(以下、本節中「日赤地区等」という。)	[略]																					
[略]																						
実 施 機 関	担 当 業 務																					
[略]																						
日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という。)	[略]																					
日本赤十字社岩手県支部 <u>釜石市地区及び釜石市赤十字奉仕団</u> (以下、本節中「日赤地区等」という。)	[略]																					
[略]																						

	<p>防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県及び市は、県社協、市社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア活動保険(災害特約付)」への加入について配慮する。</u></p> <p>4 関係団体等の協力</p> <p>[略]</p>	<p>受け入れるための体制の構築に努める。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、市社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア活動保険(災害特約付)」への加入について配慮する。</p> <p>4 関係団体等の協力</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第23節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>県、市</u>及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画(BCP)の策定の促進に努める。</p> <p>3 <u>県及び市</u>は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第2 事業継続計画の策定</p> <p>○ 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画(BCP)^(※)を策定するよう努める。</p> <p>○ <u>県、市</u>及び関係機関は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等を進める。</p> <p>※ [略]</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。</p> <p>○ 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">ア～カ [略]</div> <p>第3 企業等の防災活動の推進</p> <p>[略]</p> <p>○ 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第23節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画(BCP)の策定の促進に努める。</p> <p>3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第2 事業継続計画の策定</p> <p>○ 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画(BCP)^(※)を策定するよう努める。</p> <p>○ 市及び関係機関は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等を進める。</p> <p>※ [略]</p> <p>○ 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。</p> <p>○ 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">ア～カ [略]</div> <p>第3 企業等の防災活動の推進</p> <p>[略]</p> <p>○ 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>○ 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。</p> <p>ア・イ [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

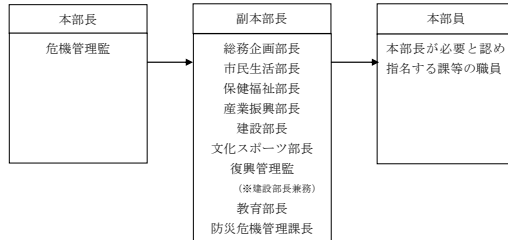
頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県、市</u>、その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>県及び市</u>は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</p> <p>5 <u>県及び市</u>は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>6 <u>県及び市</u>は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>○ 市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</p> <p>5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>○ 市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</p> <p>○ <u>市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p>

○ 災害警戒本部は、釜石市災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に災害情報の収集、伝達及び応急措置を行う。

(1) [略]

(2) 組織

○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



[略]

(3) 分掌事務

○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

ア～カ [略]

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じ次の防災活動を実施する。

(5) [略]

2 災害対策本部の設置

[略]

(1) [略]

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

ア～オ [略]

(3) 分掌事務

[略]

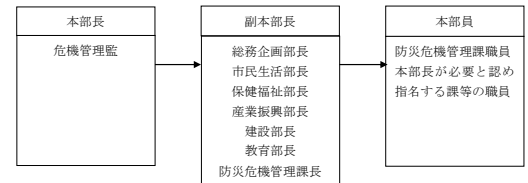
	区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) <u>医薬品及び医療資機材</u> の点検整備 (3) <u>感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材</u> の点検
	3～5 [略]	[略]
災害	[略]	[略]

災害警戒本部は、釜石市災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に災害情報の収集、伝達及び応急措置を行う。

(1) [略]

(2) 組織

○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



[略]

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

ア～カ [略]

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じ次の防災活動を実施する。

(5) [略]

2 災害対策本部の設置

[略]

(1) [略]

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

ア～オ [略]

(3) 分掌事務

[略]

	区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) <u>医薬品及び医療資機材及び感染症予防用資機材</u> の点検整備
	3～5 [略]	[略]
災害	[略]	[略]

	3～5 [略]	[略]
災害発生後	[略]	

(4) 代替施設

○ 市庁舎が災害により、業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は、釜石市立図書館2階とする。

(5) 廃止基準

○ 災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア・イ [略]

3・4 [略]

5 災害対策本部等の設置及び廃止通知

○ 市本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置・廃止した場合、直ちに次の関係機関に通知し、連絡体制を密にする。

[通知先の機関及び通知方法]

名称	通知方法 (電話等)	住所
[略]		
東北電力ネットワーク(株) 釜石電力センター	[略]	
東日本電信電話(株)岩手支店	[略]	
[略]		

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

○ 災害警戒本部及び災害対策本部の配備体制は、次のとおりとする。

[略]

2 動員の系統

○ 動員は、次の系統によって通知する。

(1)・(2) [略]

3 [略]

4 自主参集

○ 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令

発生後	
-----	--

(4) 代替施設

市庁舎が災害により、業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は、釜石市立図書館2階とする。

(5) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア・イ [略]

3・4 [略]

5 災害対策本部等の設置及び廃止通知

市本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置・廃止した場合、直ちに次の関係機関に通知し、連絡体制を密にする。

[通知先の機関及び通知方法]

名称	通知方法 (電話等)	住所
[略]		
東北電力ネットワーク(株) 釜石電力センター	[略]	
NTT東日本(株)岩手支店	[略]	
[略]		

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

災害警戒本部及び災害対策本部の配備体制は、次のとおりとする。

[略]

2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1)・(2) [略]

3 [略]

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たず

	<p>を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。</p> <p>5 [略]</p> <p>第4 防災関係機関の活動体制 [略]</p> <p>第5 その他 [略]</p>	<p>に、直ちに所属公所等に参集する。</p> <p>5 [略]</p> <p>第4 防災関係機関の活動体制 [略]</p> <p>第5 その他 [略]</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>[略]</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>する</u>。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象に関する情報</td> <td style="vertical-align: top;">早期注意情報(警報級の可能性)</td> <td style="vertical-align: top;">5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表<u>する</u>。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表<u>する</u>。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	概 要	気象に関する情報	早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表 <u>する</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>する</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>[略]</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>される</u>。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象に関する情報</td> <td style="vertical-align: top;">早期注意情報(警報級の可能性)</td> <td style="vertical-align: top;">5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表<u>される</u>。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表<u>される</u>。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	概 要	気象に関する情報	早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表 <u>される</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>される</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
	種 類	概 要												
気象に関する情報	早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表 <u>する</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>する</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ												
	種 類	概 要												
気象に関する情報	早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表 <u>される</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>される</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1												

	る。
岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文みの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降</p>

	である。
岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文みの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な</p>

	っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

[略]

ウ 注意報の種類

種類	概要
----	----

	雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある
土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

[略]

ウ 注意報の種類

種類	概要
----	----

気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表する。

注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

<u>波浪注意報</u>	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
<u>洪水注意報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
<u>土砂崩れ注意報(備考1)</u>	<u>大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>
<u>浸水注意報(備考1)</u>	<u>浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>

注) ※1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 [略]

エ 警報の種類

種 類	概 要
気象警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難す

<u>波浪注意報</u>	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
<u>洪水注意報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

注) ※1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。

2 [略]

エ 警報の種類

種 類	概 要
警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難す

	る必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
土砂崩れ警報 (備考1)	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考1)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

注) ※1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 [略]

3 キキクル(危険度分布等)

[略]

オ 特別警報の種類

種類	概要
気象	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが

	る必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

注) ※1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。

2 [略]

オ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

[略]

カ 特別警報の種類

種類	概要
特別	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが

特別警報		著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	土砂崩れ特別警報（備考1）	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</u>

警報		著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

注) ※1 [略]

- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u> ）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

注) ※1 [略]

- 2 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

キ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 <u>※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</u>

[略]		

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

[略]

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	[略]	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資

北海道・三陸沖後発地震注意情報	<p>・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合</p> <p>・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合</p>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。</p>
[略]		

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

[略]

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (<u>全国速報版</u> ・ <u>地域速報版</u>)	[略]	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資

		料。
[略]		
月間地震概況	[略]	地震・津波防災に係る活動を支援するために、 <u>月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況</u> をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

キ 津波警報等の種類

(ア) [略]

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

[略]

(ウ) [略]

ク その他

[略]

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並び	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図(資料編3-2-2)のと

		料。 ・地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
[略]		
地震活動図	[略]	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、 <u>毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況</u> をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜日)	防災に係る活動を支援するために、 <u>週ごとの全国の震度</u> などをとりまとめた資料。

ク 津波警報等の種類

(ア) [略]

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

[略]

(ウ) [略]

ケ その他

[略]

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並び	盛岡地方気象台	気象予報・警報等伝達系統図(資料編3-2-2)

に火災気象通報		おり。
[略]		
甲子川・鶴住居川水防警報	沿岸広域振興局土木部	甲子川・鶴住居川水防警報伝達系統図(資料編3-2-6)のとおり
甲子川・鶴住居川氾濫危険水位情報等	沿岸広域振興局土木部	甲子川・鶴住居川水防警報伝達系統図(資料編3-2-6)のとおり
火災警報	市及び防災関係機関	気象予報・警報等伝達系統図(資料編3-2-2)のとおり

(3) [略]

(4) 県の措置

[略]

- 防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 市の措置

[略]

- 市町村長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

[略]

(6) [略]

2 [略]

に火災気象通報		のとおり。
[略]		
甲子川・鶴住居川水防警報	沿岸広域振興局土木部	甲子川・鶴住居川水防警報・避難判断推移情報の伝達系統図(資料編3-2-6)のとおり。
甲子川・鶴住居川氾濫危険水位情報等	沿岸広域振興局土木部	甲子川・鶴住居川水防警報・避難判断推移情報の伝達系統図(資料編3-2-6)のとおり。
火災警報	市及び防災関係機関	気象予報・警報等伝達系統図(資料編3-2-2)のとおり。

(3) [略]

(4) 県の措置

[略]

- 防災気象情報は、警戒レベルを明記の上、提供するものとする。

(5) 市の措置

[略]

- 市町村長は、気象等の特別警報を受領した、又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

[略]

(6) [略]

2 [略]

修正理由

○岩手県地域防災計画周世に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>6 国、県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBOWEB)に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="301 349 850 1122"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部釜石地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 広聴活動 [略]</p> <p>○ 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。</p> <p>○ <u>県本部長は、市本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部環境生活企画室及び県釜石地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。</u></p>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]		国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)		日本赤十字社岩手県支部釜石地区		[略]		<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="912 349 1461 1077"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株)岩手支店 NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部釜石市地区</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 広聴活動 [略]</p> <p>○ 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。</p>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]		国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所	[略]	NTT東日本(株)岩手支店 NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	[略]	日本赤十字社岩手県支部釜石市地区	[略]	[略]	
実施機関	広聴広報活動の内容																									
[略]																										
国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所																										
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)																										
日本赤十字社岩手県支部釜石地区																										
[略]																										
実施機関	広聴広報活動の内容																									
[略]																										
国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所	[略]																									
NTT東日本(株)岩手支店 NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	[略]																									
日本赤十字社岩手県支部釜石市地区	[略]																									
[略]																										
修正理由	○所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案																								
	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県本部長及び市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門員を配置し、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>3 県、市その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要因及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画をまとめるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="301 1066 849 1252"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>資産管理班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>[略]</p> <p>○ 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 防災拠点</p> <p>釜石地区合同庁舎、南三陸沿岸国道事務所、釜石海上保安部、釜石警察署、県立釜石病院、釜石市役所、消防本部（消防署）、独立行政法人国立病院機構釜石病院、釜石市立図書館</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>○ 県本部長及び市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>○ 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中</p>	部	班	担 当	本部運営部	[略]		総務部	資産管理班	[略]	[略]			<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県本部長、市本部長及び防災関係機関は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門員を配置し、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要因及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画をまとめるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="912 1066 1460 1252"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>財政班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>[略]</p> <p>○ 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 防災拠点</p> <p>釜石地区合同庁舎、南三陸沿岸国道事務所、釜石海上保安部、釜石警察署、県立釜石病院、釜石市役所、消防本部（消防署）、独立行政法人国立病院機構釜石病院、釜石市立図書館、<u>平田公園</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>○ 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>○ 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中</p>	部	班	担 当	本部運営部	[略]		総務部	財政班	[略]	[略]		
部	班	担 当																								
本部運営部	[略]																									
総務部	資産管理班	[略]																								
[略]																										
部	班	担 当																								
本部運営部	[略]																									
総務部	財政班	[略]																								
[略]																										

から指定する。

ア 県内の都市を結ぶ幹線道路

イ・ウ [略]

[略]

4 [略]

5 交通規制

(1)～(4) [略]

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。

○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。

6 [略]

第4 緊急輸送

1 [略]

2 陸上輸送

(1)・(2) [略]

(3) 市本部における自動車による輸送

ア 公用車の集中管理

○ 1号非常配備態勢後は、原則として、総務部資産管理班において、公用車を集中管理する。

○ 市本部各班は、1号非常配備態勢後、直ちに、総務部資産管理班に車両等の管理の移管を行う。ただし、市本部各班等は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

○ 各班長は、公用車を使用する場合は、総務部資産管理班に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

から指定する。

ア 他市町と市内を結ぶ幹線道路

イ・ウ [略]

[略]

4 [略]

5 交通規制

(1)～(4) [略]

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、あらかじめ緊急通行車両確認標章又は規制除外車両標章の交付を受けることができることについて、周知を行う。

○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の届出書又は規制除外車両の届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。

6 [略]

第4 緊急輸送

1 [略]

2 陸上輸送

(1)・(2) [略]

(3) 市本部における自動車による輸送

ア 公用車の集中管理

○ 1号非常配備態勢後は、原則として、総務部財政班において、公用車を集中管理する。

○ 市本部各班は、1号非常配備態勢後、直ちに、総務部財政班に車両等の管理の移管を行う。ただし、市本部各班等は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

○ 各班長は、公用車を使用する場合は、総務部財政班に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

	イ [略] [略] 3・4 [略]	イ [略] [略] 3・4 [略]
修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正 ○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																								
	<p style="text-align: center;">第7節 消防活動計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領 1・2 [略] 3 緊急消防援助隊 [略] ○ 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。(消防組織法第45条に基づく登録部隊)</p> <table border="1" data-bbox="320 797 850 1117"> <thead> <tr> <th>小隊名</th> <th>構成消防本部名等</th> <th>装備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合機動部隊指揮隊</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県大隊指揮隊</td> <td>盛岡、一関(2隊)</td> <td>指揮車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 [略]</p>	小隊名	構成消防本部名等	装備等	総合機動部隊指揮隊	[略]		都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関(2隊)	指揮車	[略]			<p style="text-align: center;">第7節 消防活動計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領 1・2 [略] 3 緊急消防援助隊 [略] ○ 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。(消防組織法第45条に基づく登録部隊)</p> <table border="1" data-bbox="932 797 1461 1117"> <thead> <tr> <th>小隊名</th> <th>構成消防本部名等</th> <th>装備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合機動部隊指揮隊</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県大隊指揮隊</td> <td>盛岡(3)、一関(1) (4隊)</td> <td>指揮車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 [略]</p>	小隊名	構成消防本部名等	装備等	総合機動部隊指揮隊	[略]		都道府県大隊指揮隊	盛岡(3)、一関(1) (4隊)	指揮車	[略]		
小隊名	構成消防本部名等	装備等																								
総合機動部隊指揮隊	[略]																									
都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関(2隊)	指揮車																								
[略]																										
小隊名	構成消防本部名等	装備等																								
総合機動部隊指揮隊	[略]																									
都道府県大隊指揮隊	盛岡(3)、一関(1) (4隊)	指揮車																								
[略]																										
修正理由	○所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案																							
	第9節 相互応援協力計画	第9節 相互応援協力計画																							
	<p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 市及びその他の防災関係機関は、<u>応援計画や受援計画</u>を定めるよう努め、また、<u>応援・受援に関する連絡・要請方法の確認</u>や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、<u>実効性の確保</u>に努め、日頃から、災害時において、<u>協力を得られる体制の整備</u>に努める。</p> <p>6 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、<u>復旧・復興支援技術職員派遣制度</u>を活用するものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">班</th> <th style="width: 33%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>給水班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			建設部	建設班	[略]	水道部	給水班	[略]	<p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 市及びその他の防災関係機関は、<u>「釜石市災害時受援応援計画」</u>に基づき<u>応援・受援に関する連絡・要請方法の確認</u>や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、<u>実効性の確保</u>に努め、日頃から、災害時において、<u>協力を得られる体制の整備</u>に努める。</p> <p>6 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、<u>復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討</u>するものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">班</th> <th style="width: 33%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td> <td>建設班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			建設部	建設班	[略]	給水班	[略]
部	班	担当業務																							
[略]																									
建設部	建設班	[略]																							
水道部	給水班	[略]																							
部	班	担当業務																							
[略]																									
建設部	建設班	[略]																							
	給水班	[略]																							
	<p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 防災関係機関の相互協力</p> <p>(1) 防災関係機関の応援要請</p> <p>○ 防災関係機関の長は、<u>県本部長</u>に対して、<u>応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合</u>、又は<u>市若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合</u>は、次の事項を明らかにして、<u>県本部防災課総括課長</u>に対して、<u>口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する</u>。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 防災関係機関相互間の協力</p> <p>○ 各防災関係機関は、他の防災関係機関から<u>応援を求められた場合</u>は、自らの<u>応急措置の実施に支障のない限り</u>、相互に協力する。</p> <p>○ 各防災関係機関は、<u>相互の協力が円滑に行われるよう</u>、必要に応じ、<u>事前協議</u>を行う。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 防災関係機関の相互協力</p> <p>(1) 防災関係機関の応援要請</p> <p>○ 防災関係機関の長は、<u>市本部長</u>に対して、<u>応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合</u>、又は<u>他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合</u>は、次の事項を明らかにして、<u>口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する</u>。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 防災関係機関相互間の協力</p> <p>○ <u>市本部及び各防災関係機関</u>は、他の防災関係機関から<u>応援を求められた場合</u>は、自らの<u>応急措置の実施に支障のない限り</u>、相互に協力する。</p> <p>○ <u>市本部及び各防災関係機関</u>は、<u>相互の協力が円滑に行われるよう</u>、必要に応じ、<u>事前協議</u>を行う。</p>																							

	<p>5 団体等との協力</p> <p>○ <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>5 団体等との協力</p> <p>○ <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。</p> <p>6・7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施期間（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 災害派遣の要請手続 (1) 災害派遣の要請</p> <p>○ 市<u>その他の</u>防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">ア～ウ [略]</div> <p>○ 市本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び市内に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。</p> <p>○ 市<u>その他の</u>防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手続を申し出る。</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施期間（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 災害派遣の要請手続 (1) 災害派遣の要請</p> <p>○ 市<u>及び</u>防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">ア～ウ [略]</div> <p>○ 市本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び市内に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。</p> <p>○ 市<u>及び</u>防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手続を申し出る。</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																				
	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <table border="1" data-bbox="304 349 850 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 349 496 394">実施期間</th> <th data-bbox="496 349 850 394">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 394 496 1205">市本部長</td> <td data-bbox="496 394 850 1205"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入れ体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部及び釜石地区赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)並びに釜石市社会福祉協議会(以下、本節中「市社協」という。)との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1205 496 1839">県本部長</td> <td data-bbox="496 1205 850 1839"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部</u>(以下、本節中「日赤県支部」という。)及び岩手県社会福祉協議会(以下、本節中「<u>県社協</u>」という。)との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに関する関係機関との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="304 1839 850 1883">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1883 496 2063">その他のボランティア団体(職域、職能等)等</td> <td data-bbox="496 1883 850 2063">防災ボランティア活動に係る <u>日赤県支部、県社協、釜石地区赤十字奉仕団、県社協、市社協</u>との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施期間	担当業務	市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入れ体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部及び釜石地区赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)並びに釜石市社会福祉協議会(以下、本節中「市社協」という。)との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 	県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部</u>(以下、本節中「日赤県支部」という。)及び岩手県社会福祉協議会(以下、本節中「<u>県社協</u>」という。)との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに関する関係機関との連絡調整 	[略]		その他のボランティア団体(職域、職能等)等	防災ボランティア活動に係る <u>日赤県支部、県社協、釜石地区赤十字奉仕団、県社協、市社協</u> との連絡調整	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <table border="1" data-bbox="916 349 1461 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="916 349 1107 394">実施期間</th> <th data-bbox="1107 349 1461 394">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="916 394 1107 1160">市本部長</td> <td data-bbox="1107 394 1461 1160"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入れ体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る <u>釜石市赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)並びに釜石市社会福祉協議会(以下、本節中「<u>市社協</u>」という。)との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="916 1160 1107 1659">県本部長</td> <td data-bbox="1107 1160 1461 1659"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会</u>との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに関する関係機関との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="916 1659 1461 1704">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="916 1704 1107 1883">その他のボランティア団体(職域、職能等)等</td> <td data-bbox="1107 1704 1461 1883">防災ボランティア活動に係る <u>日赤県支部、釜石市赤十字奉仕団、県社協市社協</u>との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施期間	担当業務	市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入れ体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る <u>釜石市赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)並びに釜石市社会福祉協議会(以下、本節中「<u>市社協</u>」という。)との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 	県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会</u>との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに関する関係機関との連絡調整 	[略]		その他のボランティア団体(職域、職能等)等	防災ボランティア活動に係る <u>日赤県支部、釜石市赤十字奉仕団、県社協市社協</u> との連絡調整
実施期間	担当業務																					
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入れ体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部及び釜石地区赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)並びに釜石市社会福祉協議会(以下、本節中「市社協」という。)との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 																					
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部</u>(以下、本節中「日赤県支部」という。)及び岩手県社会福祉協議会(以下、本節中「<u>県社協</u>」という。)との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに関する関係機関との連絡調整 																					
[略]																						
その他のボランティア団体(職域、職能等)等	防災ボランティア活動に係る <u>日赤県支部、県社協、釜石地区赤十字奉仕団、県社協、市社協</u> との連絡調整																					
実施期間	担当業務																					
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入れ体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る <u>釜石市赤十字奉仕団</u>(以下、本節中「日赤地区等」という。)並びに釜石市社会福祉協議会(以下、本節中「<u>市社協</u>」という。)との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 																					
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る <u>日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会</u>との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに関する関係機関との連絡調整 																					
[略]																						
その他のボランティア団体(職域、職能等)等	防災ボランティア活動に係る <u>日赤県支部、釜石市赤十字奉仕団、県社協市社協</u> との連絡調整																					

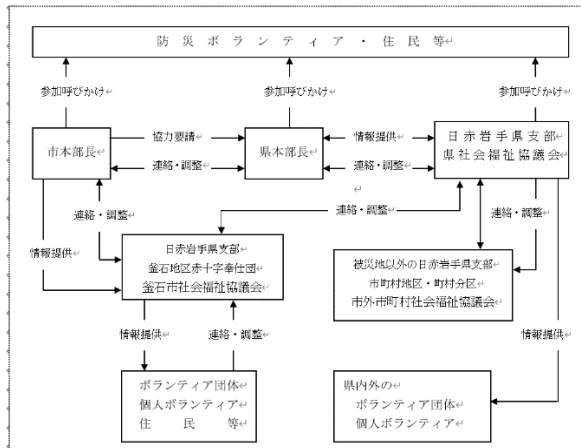
第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- 市本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。
- 市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、且赤県支部、釜石地区赤十字奉仕団、県社協、市社協と協力して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

[略]

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- 県本部長及び市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- 日赤地区等及び市社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

[略]

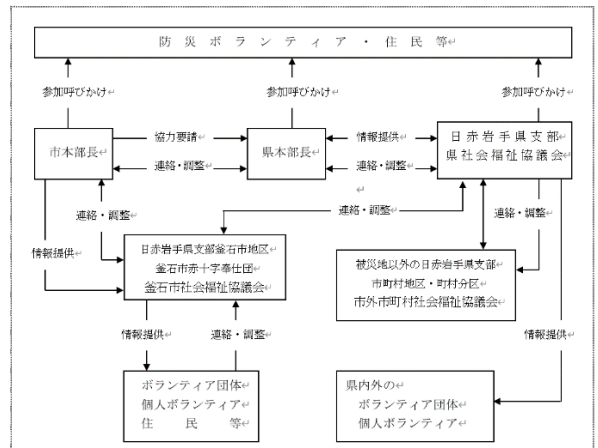
第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- 市本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。
- 市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、且赤地区等、市社協と協力して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

[略]

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- 市本部長は、市社協、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- 市本部長は、日赤地区等及び市社協と連携し、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

[略]

	<p>○ 県又は県からの事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、<u>社会福祉協議会等</u>が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>○ <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>○ 県又は県からの事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、<u>市社協等</u>が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p> [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p> [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p> 1 義援物資</p> <p> (1) 義援物資の受付</p> <p> [略]</p> <p> ○ 県本部長は、市本部長からの情報を基 に、義援物資の募集の有無や必要な物資 について、周知する。</p> <p> ○ <u>県本部長は、大規模な災害の発生によ り被災市町村と連絡が取ることができ ない場合その他の必要と認める場合に は、市町村において必要と推測される物 資の募集について周知する。</u></p> <p> [略]</p> <p> ○ 実施機関は、それぞれに送付された義 援物資を受け付け、被災者に配分するま での間、適切に保管する。</p> <p> ○ <u>県本部長は、必要な物資の調達に見通 しが立った場合において、義援物資の募 集を停止又は一時停止し、それを周知す る。</u></p> <p> 2・3 [略]</p>	<p>第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p> [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p> [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p> 1 義援物資</p> <p> (1) 義援物資の受付</p> <p> [略]</p> <p> ○ 県本部長は、市本部長からの情報を基 に、義援物資の募集の有無や必要な物資 について、周知する。</p> <p> [略]</p> <p> ○ 実施機関は、それぞれに送付された義 援物資を受け付け、被災者に配分するま での間、適切に保管する。</p> <p> 2・3 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第13節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県</u>本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下、本節中「法」という。)を適用し、法に基づく<u>救助を実施する。</u></p> <p>2 法に基づく救助は、<u>県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準(本項では災害級情報第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。)</p> <p>○ 法による救助は、<u>市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 法適用の手続き [略]</p> <p>○ 法の適用基準となる被害世帯数については、<u>第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に情報提供する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第4 救助の種類、程度、期間等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第13節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>市</u>本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下、本節中「法」という。)の適用を<u>県本部長に要請する。</u></p> <p>2 <u>市本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて実施する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準(本項では災害級情報第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。)</p> <p>○ 法による救助は、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 法適用の手続き [略]</p> <p>○ 法の適用基準となる被害世帯数については、<u>第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、市本部長は、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に情報提供する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第4 救助の種類、程度、期間等 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領 1～4 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) [略] (2) 指定避難所の運営 ○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略] <u>5 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領 1～4 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) [略] (2) 指定避難所の運営 ○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ <u>市本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u></p>

	<p>[略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者等の把握 [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援 [略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>8～10 [略]</p>	<p><u>必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>○ <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 在宅避難者等の把握 [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援 [略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>8～10 [略]</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																												
	<p style="text-align: center;">第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u></p> <p>9 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="301 752 850 983"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>資産管理班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 医療救護班・歯科医療救護班等の活動</p> <p>(1) 医療救護班の活動</p> <p>[略]</p> <p>○ 医療救護の実施に当たっては、岩手DMAT、健康管理活動班及び消防本部との連携を図る。</p> <p>○ <u>県釜石地方支部保健医療班長は、市本部長、釜石医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県釜石地方支部保健医療班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適切な実施に努める。</u></p> <p>(2) 歯科医療救護班の活動</p> <p>[略]</p> <p>○ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。</p>	部	班	担当業務	[略]			総務部	総務班	[略]	資産管理班	[略]	[略]			<p style="text-align: center;">第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク(保健医療福祉調整本部)</u>を設置する。</p> <p>9 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="912 752 1461 983"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 医療救護班・歯科医療救護班等の活動</p> <p>(1) 医療救護班の活動</p> <p>[略]</p> <p>○ 医療救護の実施に当たっては、岩手DMAT、健康管理活動班及び消防本部との連携を図る。</p> <p>○ <u>救護衛生班は、県本部長、釜石医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ <u>救護衛生班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適切な実施に努める。</u></p> <p>(2) 歯科医療救護班の活動</p> <p>[略]</p> <p>○ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。</p>	部	班	担当業務	[略]			総務部	総務班	[略]	財政班	[略]	[略]		
部	班	担当業務																												
[略]																														
総務部	総務班	[略]																												
	資産管理班	[略]																												
[略]																														
部	班	担当業務																												
[略]																														
総務部	総務班	[略]																												
	財政班	[略]																												
[略]																														

- ア [略]
- イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ その他必要とされる措置

(3) [略]

4 [略]

第4 後方医療活動

[略]

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

[略]

- 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長その他の防災関係機関との密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市総務部資産管理班、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた市総務部資産管理班、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収用先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

[略]

2 [略]

第6 災害中長期における医療体制

1 健康管理活動の実施

[略]

- 編成基準は次のとおりする。

医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準
市町村	市町村班	[略]	[略]
[略]			

[略]

第7 災害救助法を適用した場合の医療、助産

[略]

第8 愛玩動物の救護対策

[略]

- ア [略]
- イ 歯科医療を要する傷病者の後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 避難所等における歯科治療・衛生指導の実施
- エ 死亡者の身元確認の協力
- オ その他必要とされる措置

(3) [略]

4 [略]

第4 後方医療活動

[略]

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

[略]

- 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長その他の防災関係機関との密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市総務部財政班、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた市総務部財政班、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収用先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

[略]

2 [略]

第6 災害中長期における医療体制

1 健康管理活動の実施

[略]

- 編成基準は次のとおりする。

医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準
釜石市	救護衛生班	[略]	[略]
[略]			

[略]

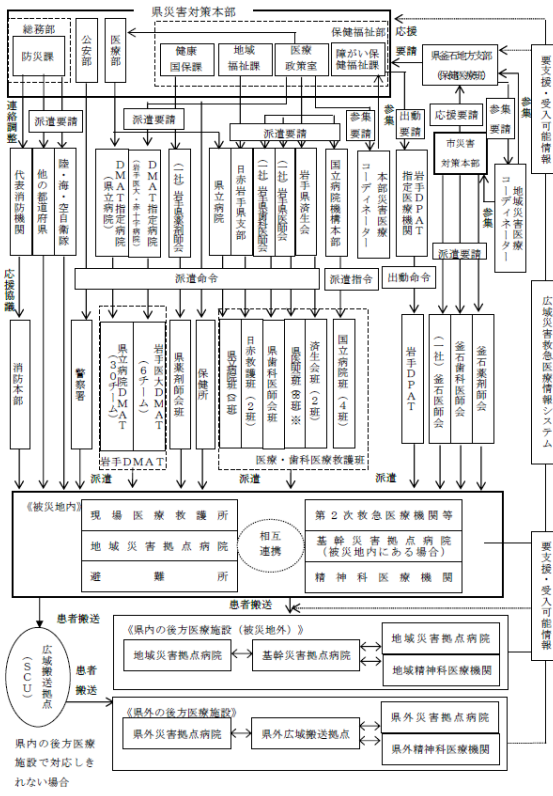
第7 災害救助法を適用した場合の医療、助産

[略]

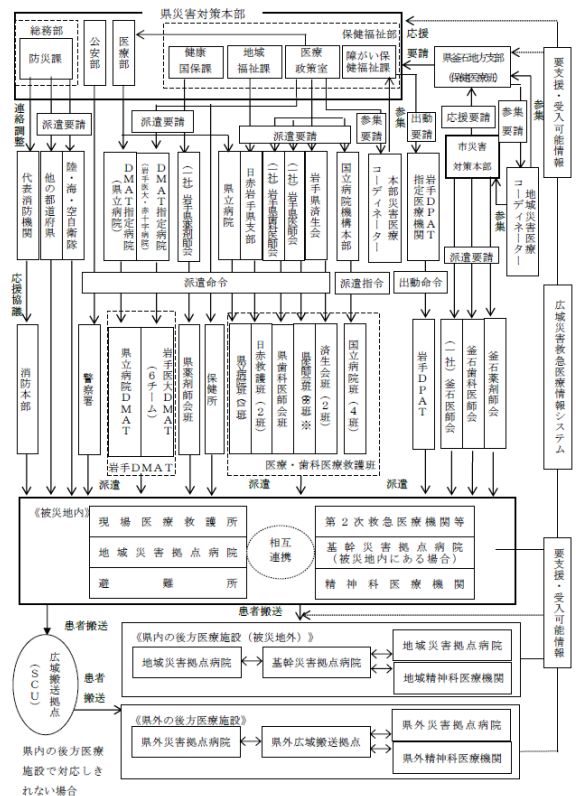
第8 愛玩動物の救護対策

[略]

医療・保健活動の情報連絡系統図



医療・保健活動の情報連絡系統図



修正理由
 ○岩手県地域防災計画修正に伴う修正
 ○所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案												
	<p style="text-align: center;">第17節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略] 〔市本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="316 439 836 577"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道部</td> <td>給水班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領 [略]</p>	部	班	担当業務	水道部	給水班	[略]	<p style="text-align: center;">第17節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略] 〔市本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="927 439 1447 577"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部</td> <td>給水班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領 [略]</p>	部	班	担当業務	建設部	給水班	[略]
部	班	担当業務												
水道部	給水班	[略]												
部	班	担当業務												
建設部	給水班	[略]												
修正理由	○所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案								
	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保</p> <p>○ 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="360 752 847 846"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ <u>県本部長は、県内だけでは、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第3章第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、国、県に対し、廃棄物収集運搬用資機材等の調達又はあつせんを要請する。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理用資機材の確保</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害物除去用資機材の確保</p> <p>○ <u>県本部長、市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。</u></p> <p>(3) 応援要請</p> <p>○ 市本部長は、障害物の除去ができない</p>	区分	明示事項	[略]		<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保</p> <p>○ 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="970 752 1457 846"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理用資機材の確保</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー</u>、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害物除去用資機材の確保</p> <p>○ 市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。</p> <p>(3) 応援要請</p> <p>○ 市本部長は、障害物の除去ができない</p>	区分	明示事項	[略]	
区分	明示事項									
[略]										
区分	明示事項									
[略]										

場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長又は県釜石地方支部福祉環境班若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア～オ [略]

○ 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置をとる。

ア 所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。

イ 所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。

ウ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、第3章第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、国、県等に障害物除去用資機材の調達・あっせん若しくは障害物の広域処理を要請し、又は、第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

[略]

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

○ 県本部長、市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

[略]

(5) [略]

4 [略]

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

○ 県本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指示・助言する。

[略]

場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長又は県釜石地方支部福祉環境班若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア～オ [略]

[略]

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

○ 市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

[略]

(5) [略]

4 [略]

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

○ 市本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指示・助言する。

[略]

修正理由 ○岩手県地域防災計画修正の伴う修正
○所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																						
	<p>第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 基本計画 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 遺体の収容 [略]</p> <p>○ 市内地域における遺体収容所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="319 705 853 896"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜石</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>甲子</td> <td>正福寺、日高寺</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 [略]</p>	地区	場所	備考	釜石	[略]	[略]	甲子	正福寺、日高寺	[略]		<p>第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 基本計画 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 遺体の収容 [略]</p> <p>○ 市内地域における遺体収容所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="925 705 1460 940"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜石</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>中妻</td> <td>日高寺</td> </tr> <tr> <td>甲子</td> <td>正福寺</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 [略]</p>	地区	場所	備考	釜石	[略]	[略]	中妻	日高寺	甲子	正福寺	[略]	
地区	場所	備考																						
釜石	[略]	[略]																						
甲子	正福寺、日高寺																							
[略]																								
地区	場所	備考																						
釜石	[略]	[略]																						
中妻	日高寺																							
甲子	正福寺																							
[略]																								
修正理由	○所要の修正																							

頁	現 計 画	修 正 案																		
	第23節 文教対策計画	第23節 文教対策計画																		
	第1 基本方針 [略]	第1 基本方針 [略]																		
	第2 実施機関(責任者) [略] 〔市本部の担当〕	第2 実施機関(責任者) [略] 〔市本部の担当〕																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 70%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文教対策部</td> <td>総務学事班</td> <td> 1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施 </td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>文化スポーツ班</td> <td> 1 文化施設の応急対策の実施 2 体育施設の応急対策の実施 3 <u>文化財に対する応急対策の実施</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	文教対策部	総務学事班	1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施	市民生活部	文化スポーツ班	1 文化施設の応急対策の実施 2 体育施設の応急対策の実施 3 <u>文化財に対する応急対策の実施</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 70%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文教対策部</td> <td>総務学事班</td> <td> 1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施 5 <u>文化財に対する応急対策の実施</u> </td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>文化スポーツ班</td> <td> 1 文化施設の応急対策の実施 2 体育施設の応急対策の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	文教対策部	総務学事班	1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施 5 <u>文化財に対する応急対策の実施</u>	市民生活部	文化スポーツ班	1 文化施設の応急対策の実施 2 体育施設の応急対策の実施
部	班	担当業務																		
文教対策部	総務学事班	1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施																		
市民生活部	文化スポーツ班	1 文化施設の応急対策の実施 2 体育施設の応急対策の実施 3 <u>文化財に対する応急対策の実施</u>																		
部	班	担当業務																		
文教対策部	総務学事班	1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施 5 <u>文化財に対する応急対策の実施</u>																		
市民生活部	文化スポーツ班	1 文化施設の応急対策の実施 2 体育施設の応急対策の実施																		
	[略]	[略]																		
	第3 実施要領	第3 実施要領																		
	1 学校施設の対策	1 学校施設の対策																		
	(1) 学校施設の応急対策	(1) 学校施設の応急対策																		
	○ 県本部長及び市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。	○ 市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。																		
	(2) 応急教育予定場所の設定	(2) 応急教育予定場所の設定																		
	[略]	[略]																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">被害の状況</th> <th style="width: 60%;">応急教育予定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同一市内の教育施設の確保が困難な場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	被害の状況	応急教育予定場所	[略]		同一市内の教育施設の確保が困難な場合	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">被害の状況</th> <th style="width: 60%;">応急教育予定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内の教育施設の確保が困難な場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	被害の状況	応急教育予定場所	[略]		市内の教育施設の確保が困難な場合	[略]						
被害の状況	応急教育予定場所																			
[略]																				
同一市内の教育施設の確保が困難な場合	[略]																			
被害の状況	応急教育予定場所																			
[略]																				
市内の教育施設の確保が困難な場合	[略]																			
	(3) 他の施設を使用する場合の手続き	(3) 他の施設を使用する場合の手続き																		
	○ 学校が被災し、授業を行いことが困難であり、又は不可能である場合において	○ 市立学校が被災し、授業を行いことが困難であり、又は不可能である場合にお																		

は、次の手段により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 市立学校

- 市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手順により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手続
同一市内の施設を利用する場合	[略]
[略]	

2 教職員の確保

(1) 市立学校

- 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

ア・イ [略]

ウ 県本部長は、県本部の職員を派遣し、又は沿岸南部教育事務所班長に教職員の派遣のあつせんを指示する。

エ 指示を受けた沿岸南部教育事務所班長は、班の職員を派遣し、又は管内の市町の教職員の派遣をあつせんする。

[略]

(2) 要請の手続

[略]

3 [略]

4 学用品等の給与

(1) [略]

- (2) 市本部長は、学用品等の給与が困難である場合、沿岸南部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあつせんを要請する。

なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

(3)～(6) [略]

5～7 [略]

8 その他文教関係の対策

- (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 県本部長及び市本部長は、教育施設、

いて、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手順により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手続
市内の施設を利用する場合	[略]
[略]	

2 教職員の確保

(1) 市立学校

- 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

ア・イ [略]

[略]

(2) 要請の手続

[略]

3 [略]

4 学用品等の給与

(1) [略]

- (2) 市本部長は、学用品等の給与が困難である場合、沿岸南部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあつせんを要請する。なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

(3)～(6) [略]

5～7 [略]

8 その他文教関係の対策

- (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

市本部長は、教育施設、文化施設及び

	<p>文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。</p> <p>(2) 文化財の対策</p> <p>○ 県本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>9 被災児童、生徒の受入れ</p> <p>○ 市本部長及び県本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。</p>	<p>体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。</p> <p>(2) 文化財の対策</p> <p>市本部長は、釜石市文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>9 被災児童、生徒の受入れ</p> <p>市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第24節 農畜産応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 防除対策</p> <p>(1) 防除の実施</p> <p>○ 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア～ウ [略]</p> <p>○ <u>県本部長は、市本部長に対し、地方支部農林班長を通じ、防除に関する必要な指示、指導を行うとともに、市本部長からの応援の要請に応じて、防疫上必要な措置を講ずる。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) 防除資機材の調達</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1) 協力機関</p> <p>○ 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 家畜の診療</p> <p>○ 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3) 家畜の避難</p> <p>○ 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 資料等の確保</p> <p>○ 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(5) 青刈飼料等の対策</p> <p>○ 市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>第24節 農畜産応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 防除対策</p> <p>(1) 防除の実施</p> <p>○ 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア～ウ [略]</p> <p>○ <u>市本部長は、災害の規模・状況から防除措置の実施が困難であると認めたときは、県釜石地方支部農林班長を通じ、県本部長に対して、防疫上必要な措置を講ずるよう応援を要請する。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) 防除資機材の調達</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1) 協力機関</p> <p><u>県釜石地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) 家畜の診療</p> <p>災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3) 家畜の避難</p> <p>水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 資料等の確保</p> <p>避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(5) 青刈飼料等の対策</p> <p>市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p>

修正 理由	○所要の修正
----------	--------

頁	現 計 画	修 正 案																																
	<p>第25節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 基本方針 [略]</p> <p>2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>(6) 治山施設 [略] [市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="316 618 847 893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 港湾・漁港施設</td> <td>産業部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6 治山施設</td> <td>産業部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施要領</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 二次災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。 ○ 県及び市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第3章第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。 <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第2 鉄道施設 [略]</p>	区分	部	班	担当業務	[略]				5 港湾・漁港施設	産業部	[略]	[略]	6 治山施設	産業部	[略]		<p>第25節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 基本方針 [略]</p> <p>2 実施機関(責任者) [略]</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>(6) 治山施設 [略] [市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="924 618 1461 893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 港湾・漁港施設</td> <td>産業部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6 治山施設</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施要領</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 二次災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。 ○ 市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第3章第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。 <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第2 鉄道施設 [略]</p>	区分	部	班	担当業務	[略]				5 港湾・漁港施設	産業部	[略]	[略]	6 治山施設		[略]	
区分	部	班	担当業務																															
[略]																																		
5 港湾・漁港施設	産業部	[略]	[略]																															
6 治山施設	産業部	[略]																																
区分	部	班	担当業務																															
[略]																																		
5 港湾・漁港施設	産業部	[略]	[略]																															
6 治山施設		[略]																																
修正理由	○所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																
	<p>第26節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>1 上下水道施設</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="320 663 847 801"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道部</td> <td>下水道班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 給水対策本部の設置</p> <p>○ 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、<u>水道部</u>に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。</p> <p>[略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 応急対策</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 応急措置</p> <p>市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。</p> <p>① 取水、導水、浄水施設及び給水所</p> <p>○ <u>取水塔、取水堰等の</u>取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 下水道施設</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>○ <u>県本部長及び市本部長(以下、本節中</u></p>	部	班	担当業務	水道部	下水道班	[略]	給水班	[略]	<p>第26節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>第2 実施機関(責任者)</p> <p>1 上下水道施設</p> <p>[略]</p> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="932 663 1458 801"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建設部</td> <td>下水道班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 給水対策本部の設置</p> <p>○ 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、<u>建設部</u>に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。</p> <p>[略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 応急対策</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 応急措置</p> <p>市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。</p> <p>① 取水、導水、浄水施設及び給水所</p> <p>○ 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 下水道施設</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>○ 市本部長は、<u>市本部等の</u>配備態勢に基</p>	部	班	担当業務	建設部	下水道班	[略]	給水班	[略]
部	班	担当業務																
水道部	下水道班	[略]																
	給水班	[略]																
部	班	担当業務																
建設部	下水道班	[略]																
	給水班	[略]																

	<p><u>「県本部長等」という。）は、県本部等の配備態勢に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。</u></p> <p>(2) 応急復旧資材の確保</p> <p>ア 災害復旧用資機材の確保</p> <p>○ <u>県本部長等は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。</u></p> <p>○ <u>県本部長等は、必要に応じて、第3章 第9節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に応援を要請する。</u></p> <p>○ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ応援協定を締結している関係会社等から調達する。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。</p> <p>(2) 応急復旧資材の確保</p> <p>ア 災害復旧用資機材の確保</p> <p>○ <u>市本部長等は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。</u></p> <p>○ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ応援協定を締結している関係会社等から調達する。</p> <p>○ <u>市本部長は、市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部土木班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案											
	<p>第30節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 岩手県防災ヘリコプターの活動</p> <p>[略]</p> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。</p> <p>2 実施期間</p> <table border="1" data-bbox="357 618 847 1032"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td rowspan="2">1 ヘリコプター等の 運航</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td rowspan="5">2 ヘリコプター等の 運用調整</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安部</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施要領</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>○ <u>ヘリコプター等を保有する防災関係機関は、それぞれの業務における災害対策活動を優先して行うとともに、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、「岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約」、「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」及び「岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施する。</u></p> <p>(2) 活動要件</p> <p>○ <u>岩手県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）は、災害等が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の運用調整を行う。</u></p> <p>(3) 活動内容</p> <p>○ <u>実施機関は、初動行動として被災地の上空偵察を実施した場合には、速やかにヘリコプターテレビ電送システムによる被災地の映像又は状況記録を本部支援室に提供するよう努めるものとする。</u></p>	実施期間	担当業務の内容	県	1 ヘリコプター等の 運航	陸上自衛隊	海上自衛隊	2 ヘリコプター等の 運用調整	航空自衛隊	第二管区海上保安部	東北地方整備局	警察本部	<p>第30節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 岩手県防災ヘリコプターの活動</p> <p>[略]</p>
実施期間	担当業務の内容												
県	1 ヘリコプター等の 運航												
陸上自衛隊													
海上自衛隊	2 ヘリコプター等の 運用調整												
航空自衛隊													
第二管区海上保安部													
東北地方整備局													
警察本部													

○ ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

ア 本部支援室及び関係機関との活動連絡調整

イ 花巻空港における受援調整

ウ 参画機関(大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画に定める参画機関をいう。以下同じ。)への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整

エ 航空燃料の給油に関する調整

オ 他県との広域的な連携及び調整

カ ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整

① 安全運航確保のための航空情報(ノータム)

② 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動

③ 使用航空波

④ 使用飛行場外離着陸場

⑤ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握

⑥ 国土交通省への緊急用務空域の指定依頼

⑦ 緊急用務空域が指定された際の、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整

⑧ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

キ その他必要な事項

(4) 受援体制

○ ヘリコプター等の集結場所は、原則として花巻空港とする。

○ 岩手県防災航空隊は、実施機関のヘリコプター等が花巻空港に集結する場合には、次の事項を調整するものとする。

ア 駐機スポットの調整

イ 通行ゲートの開閉に伴う警備員の配置

ウ 時間外運用の調整

エ 航空燃料の確保及び給油方法

オ 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保

カ 夜間駐機場所の調整

キ その他必要な事項

修正 理由	○所要の修正
----------	--------

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。</p> <p>[略]</p> <p>第3 激甚災害の指定</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。</p> <p>[略]</p> <p>第4 緊急災害査定促進</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。</p> <p>第5 緊急融資等の確保</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。</p> <p>○ <u>被災市町村</u>において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。</p> <p>1 国庫負担又は補助</p> <p>○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 災害廃棄物処理事業<u>国庫</u>補助金交付要綱</p> <p>(23) <u>産業</u>廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>(24)～(26) [略]</p> </div> <p>2・3 [略]</p>	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画</p> <p>○ <u>市</u>は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。</p> <p>[略]</p> <p>第3 激甚災害の指定</p> <p>○ <u>市</u>は、「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。</p> <p>[略]</p> <p>第4 緊急災害査定促進</p> <p>○ <u>市</u>は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。</p> <p>第5 緊急融資等の確保</p> <p>○ <u>市</u>は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。</p> <p>○ <u>市</u>において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。</p> <p>1 国庫負担又は補助</p> <p>○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 災害<u>等</u>廃棄物処理事業<u>費</u>補助金交付要綱</p> <p>(23) 廃棄物処理施設災害復旧事業<u>費</u>補助金交付要綱</p> <p>(24)～(26) [略]</p> </div> <p>2・3 [略]</p>

修正理由	<input type="checkbox"/> 岩手県地域防災計画修正に伴う修正 <input type="checkbox"/> 所要の修正
------	---

頁	現 計 画	修 正 案																																				
	第2節 生活の安定確保計画	第2節 生活の安定確保計画																																				
	第1 基本方針	第1 基本方針																																				
	[略]	[略]																																				
	第2 被災者の生活確保	第2 被災者の生活確保																																				
	1 生活相談	1 生活相談																																				
	○ 県、市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に答えるため、次の措置を講じる。	○ 市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に答えるため、次の措置を講じる。																																				
	[略]	[略]																																				
	2 [略]	2 [略]																																				
	3 罹災証明等の交付	3 罹災証明等の交付																																				
	[略]	[略]																																				
	○ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。	○ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。																																				
	○ 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。																																					
	4 災害弔慰金の支給	4 災害弔慰金の支給																																				
	○ 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。	○ 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び小災害見舞金等を支給する。																																				
	(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">資金名</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">支給対象</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">生計維持者</th> <th style="width: 15%;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小災害見舞金</td> <td>災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救</td> <td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額</td> <td>に滅失世帯数を基準</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	[略]				災害障害見舞金	[略]			小災害見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額	に滅失世帯数を基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">資金名</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">支給対象</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">生計維持者</th> <th style="width: 15%;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小災害見舞金等</td> <td>り災者見舞金</td> <td>災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によつてり災した世帯、負傷した者及</td> <td>1世帯当たり 全焼、全壊世帯 5万円 半焼、半壊世帯 3万円 床上浸水世帯 3万円</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	[略]				災害障害見舞金	[略]			小災害見舞金等	り災者見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によつてり災した世帯、負傷した者及	1世帯当たり 全焼、全壊世帯 5万円 半焼、半壊世帯 3万円 床上浸水世帯 3万円
資金名	支給対象			支給額																																		
		生計維持者	その他の者																																			
[略]																																						
災害障害見舞金	[略]																																					
小災害見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額	に滅失世帯数を基準																																			
資金名	支給対象	支給額																																				
		生計維持者	その他の者																																			
[略]																																						
災害障害見舞金	[略]																																					
小災害見舞金等	り災者見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によつてり災した世帯、負傷した者及	1世帯当たり 全焼、全壊世帯 5万円 半焼、半壊世帯 3万円 床上浸水世帯 3万円																																			

	助を行った市町村	世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。 ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。
救助見舞金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同乗第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額

5 被災者生活再建支援制度の活用

- 県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備に努めるものとする。
- 県及び市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- 県が実施主体となり、市が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

[略]

6 [略]

7 住宅の再建

- 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 被災地市町村及び県は、滅失又は焼失し

負傷者見舞金 弔慰金	び死亡した者の遺族	1人当たり 重傷者 2万円 軽傷者 2万円
		1人当たり 死亡者 3万円

5 被災者生活再建支援制度の活用

- 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備に努めるものとする。
- 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- 市は、申請書類の受付窓口となり、支給に関する事務については県を通じて被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

[略]

6 [略]

7 住宅の再建

- 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 市は、滅失又は焼失した住宅が、公営住

	<p>た住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第3 中小企業への融資 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、災害により損失を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>[略]</p>	<p>宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第3 中小企業への融資 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資</p> <p>○ <u>市</u>は、災害により損失を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 基本方針 <u>県及び市</u>は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、<u>す</u>新体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。</p> <p>第2 災害復旧事業計画 [略]</p> <p>第3 激甚災害の指定 [略]</p> <p>第4 緊急災害査定促進 <u>県及び市</u>は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 基本方針 市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、<u>す</u>新体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。</p> <p>第2 災害復旧事業計画 [略]</p> <p>第3 激甚災害の指定 [略]</p> <p>第4 緊急災害査定促進 市は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。</p>
修正理由	○所要の修正	